鹿児島市認知度向上プロモーション等業務に係る
企画提案仕様書（案）

令和８年３月

鹿児島市企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課

１　業務名

鹿児島市認知度向上プロモーション等業務

２　目的

マーケティング強化したシティプロモーションの実施により、さらなる本市の観光・産業の振興及びブランド価値向上を図る。

また、プロモーションした特産品等を体感してもらうツールとして、市公式 EC サイト及びふるさと納税の返礼品を活用することで、併せて市公式 EC サイトの売上やふるさと納税寄付額の増にも寄与する。

３　業務概要

本市の観光・産業の魅力となる食や特産品などに関するマーケティングを強化し、各種プロモーションによる認知度等の向上と新たなファン獲得を図る。

(1) マーケティング強化
　データ分析／計画策定・実施／SEO 対策・広告運用及び助言／専門人材派遣／月次検証

(2) 特産品等認知度向上プロモーション
　特産品の分析・選定／施策設計・運用／着地先への送客最大化

(3) リレーションシップ構築・強化
　既存寄附者等リピート対策／SNS・メルマガ運用／友だち・フォロワー増加施策

４　業務内容（詳細）

（１）マーケティング強化

① 本市売上・寄附等のデータの分析

市運営 EC サイト「カゴシマシティコレクション」（以下「市公式 EC サイト」という。）の売上やふるさと納税寄附額の拡大を目指した具体的なプロモーション取組計画を策定・実施するため、本市から提供する売上・寄附実績データ等（個人を特定できる内容は除く。）に基づく本市売上・寄附受入状況等の分析を行い、毎月本市へ報告すること。

② プロモーション取組計画の策定・実施

・①の分析結果を踏まえ、市公式 EC サイト及び市が指定するふるさと納税主要ポータル（ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、Amazon ふるさと納税、ふるなび、本市独自ポータルサイト）（以下市公式 EC サイトとふるさと納税主要ポータルを併せて「主要ポータルサイト等」という。）毎に、アクセス数の増加、転換率の向上、寄附及び売上単価の上昇を目的とした具体的なプロモーション取組計画を策定し、本市と協議のうえ実施すること。

・計画には以下の③、④の内容を必ず含むものとする。⑤のその他の取組は、受託者の提案に基づき本市と協議のうえ実施すること。

③ 主要ポータルサイトの SEO 対策（優先順位付け・具体施策）の提案

・主要ポータルサイト等で、検索軸・カテゴリ・特集露出を踏まえ、SEO 対策を行うべき注力特産品などを抽出するとともに具体的な改善内容（タイトル/説明文/タグ/画像/レビュー運用 等）を提示し、本市と協議の上、実施すること。

・改善内容の反映については、主要ポータルサイト等の運用を行う「公式ＥＣサイト運営等

業務」及び「鹿児島市ふるさと納税返礼品取扱等業務」の受託事業者（以下「中間事業者等」という。）と連携して実施し、改善状況等の進捗管理を行うこと。

・主要ポータルサイト等において実施される検索連動型広告等について効果測定を行い、アクセス数及び転換率の向上を目的とした改善策（キーワード設定の最適化等）を提案すること。

④　ポータルサイト外での広告運用 等

・バナー広告やリスティング広告等の各種媒体を活用した PR 広告を提案し、SEO 対策と連動した、主要ポータルサイト等への送客最大化を図ること。

・各広告の出稿に際し、必要に応じてクリエイティブ制作等を行うこと。

・市場動向やイベント等に合わせた、実施時期、月次予算配分を提案すること。

・ポータルサイト外での広告運用について、掲載実績、効果測定及び分析結果を取りまとめた報告書を適宜作成すること。併せて、アクセス数及び転換率の向上を目的とした改善策（キーワード設定の最適化、広告媒体又はターゲティングの見直し等）を提案し、本市と協議の上必要な対応を行うこと。

⑤　その他受託者の企画立案による取組

・主要ポータルサイト等へのアクセス数の増加、転換率の向上などを目的とした効果的なプロモーションに関する施策があれば提案し、本市と協議の上実施すること。

・全国の若年層に本市の魅力を広く発信するシティプロモーションに繋がる施策があれば提案し、本市と協議の上実施すること。

・プロモーションの実施において必要となる費用は全て業務委託料に含まれるものとする。

⑥　専門人材の派遣（伴走支援）

マーケティングの専門的知見を有する者を契約期間中 6 回程度、30 日以上本市へ派遣し、下記の業務を行わせること。

・ポータルサイト別や市公式 EC サイト連動の戦略助言

・市内事業者（特産品事業者）への商品ブラッシュアップの助言（規格、ネーミング、パッケージ、写真、原稿、同梱物 等）

・シティプロモーション施策に関する助言

・その他、本市事業に関するマーケティング等に対する助言

⑦　施策の効果検証及び定例ミーティングの実施

・各施策に関する主要 KPI（インプレッション/CTR/CVR、売上/寄附額 等）について分析を実施し、その結果報告と効果向上の提案等の場として、定例ミーティングを最低でも月 1 回は実施すること。

・ミーティングの開催方法については、本市と受託者との協議による。

（２）特産品等認知度向上プロモーション

①　特産品を活用した総合プロモーション企画の策定・実施

・鹿児島市が有する多様で魅力的な特産品の全国的な認知度向上を図るため、インフルエンサー、著名人、各種 IP（キャラクター・アニメ・ゲーム・クリエイター等）、テレビ番組、デジタルメディア等を活用した高い拡散力を持つプロモーションを企画すること。

・企画の策定にあたっては、本市売上・寄附等のデータの分析結果や市場動向を踏まえ、ターゲット（年齢層、地域、興味関心、市公式 EC サイト・ふるさと納税利用層 等）を明確化するとともに、ターゲットに的確にリーチできる媒体（SNS、テレビ、Web メディア、

IP コラボ等）を活用すること。また、プロモーションの実施時期は、令和８年９月及び１２月に効果が最大化するよう計画すること。

・プロモーション実施に向けた調整、進捗管理等は受託者において行うこと。
対象となる特産品の提供事業者との調整等については、本市と協力しながら行うものとする。

② 特産品データ分析と対象の選定

・消費者ニーズ、季節性、検索トレンド、SNS トレンド等を分析するとともに、選定候補となる特産品の強み・PR 要素・ストーリー性を評価し、対象となる特産品を選定すること。

・本市の地場産品パワーアップ事業にて実施するクラウドファンディング型ふるさと納税の対象返礼品については、優先的に選定すること。

・対象選定理由や期待される効果及び想定 KPI を明示する。

③ マグマシティブランドの募集・選定と連携したプロモーション企画の策定・実施

・発注者において、本業務とは別に、市内外の鹿児島ファンから、おすすめの「モノ・コト・バショ」を募集し、市民等の投票によって選ばれた地域コンテンツに、本市特有のストーリーを添えて、その魅力を発信し、鹿児島ファンの拡大を図る取組（以下「当該取組」という。）を実施することとしている。

・募集対象の「モノ・コト・バショ」の例は以下のとおり。
・モ　ノ：飲食メニュー、加工品
・コ　ト：イベント、体験メニュー
・バショ：自然景観、街並み　　など

・当該取組における地域コンテンツの「募集」及び「投票」の段階において、より多くの鹿児島ファン（特に若年層）の参加を促進するため、効果的なプロモーションを企画すること。

・プロモーション実施に向けた調整、進捗管理等は受託者において行うこととし、実施に際しては、発注者が指定する当該取組の受託事業者と連携して行うこと。

・なお、当該取組のスケジュールは以下のとおりで、本業務におけるプロモーションの実施時期は、令和８年１０月頃及び１２月頃を予定している。

＜当該取組のスケジュール（予定）＞

令和８年　６月　受託事業者の選定
　　１０月　コンテンツの募集
　　１１月　事前審査（応募されたコンテンツから投票対象の絞り込み）
　　１２月　投票（ＷＥＢ等で投票）
令和９年　１月　マグマシティブランドの選定
　　２月　マグマシティブランドの発信

※当該取組の受託事業者においても、一連の流れでインフルエンサー等を活用することで、情報の拡散を図る取組を実施予定

④ 着地先コンテンツの設計

・プロモーションの着地先として、①のプロモーションでは、主要ポータルサイト等を、③のプロモーションでは、コンテンツの募集及び投票を行う「市ブランディングサイト」を設定すること。

・着地先への導線の最適化を図るため、着地先の特設ページの構成、ファーストビューの訴求、回遊性の確保等の対策について提案すること。

⑤ KPI 設計と効果検証

・プロモーションごとに明確な KPI（リーチ、クリック数、寄附件数及び寄附額、売上件数及び売上金額など）を設定すること。

・プロモーションの実施期間中も各種データをリアルタイムで分析し、必要に応じて配信調整、クリエイティブや導線の変更等を実施すること。

・終了後には、プロモーションごとに定量・定性の分析に基づく総括報告書を作成するとともに、次期施策に向けた改善点等をまとめ、市担当者との振り返りを実施すること。

（３）リレーションシップの構築・強化

① 過去 3 年間の市公式 EC サイト購入者及び寄附者のリピーター施策の提案と展開

・既存購入者及び寄附者に対する効果的なリピーター施策を提案すること。

・提案の中に具体的な仮説立てを基に、当該施策による想定獲得者数、売上金額及び寄附金額等を明記すること。

② 公式 SNS 配信計画とコンテンツの作成・運用

・本市で運用中の楽天公式 LINE・ふるさと納税公式 Instagram の月次運用計画（配信内容及びスケジュール、見込まれるインプレッション数や CTR など）と主要ポータルサイト等のメルマガの月次テーマ、掲載候補、スケジュール案を作成し、運用・成果管理を行うこと。

・特産品提供事業者への取材等については、本市及び中間事業者等と連携して行うこと。

・運用中の SNS 以外に、本市のファン化促進やリピーター獲得に有効な SNS 等があれば提案すること。

③ フォロワー・友だち増加施策の提案と展開

・リアルイベントやオンライン企画などを活用した、フォロワー・友だち獲得施策を提案、実施すること。

・マグマシティブランド認定事業でのリアルイベントとの連携した施策も提案、実施すること。

５　報告及び検査

(1) 受託者は、前月に実施した業務内容を業務報告書に取りまとめ、翌月 15 日までに本市に提出し、検査を受けるものとする。なお、令和 9 年 3 月分の報告は同月末日までとする。
ただし、特産品等認知度向上プロモーションについては、施策ごとに業務報告書を取りまとめ、各施策の終了日の翌月 15 日までに本市に提出し、検査を受けるものとする。

(2) 市は、上記のほか必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況、その他必要事項について報告を求め、検査することができる。

６　再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

この場合、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。

７　法令遵守

(1) 地方自治法、同法施行令、地方税法等の関係法令を遵守すること。

(2) 平成 31 年総務省告示第 179 号など国が定めた基準を遵守すること。
(3) 法改正、制度改正の動向を注視し、常に最新の法令、基準を遵守すること。

8　情報セキュリティの確保、情報の利活用の制限及び守秘義務

委託業務の履行にあたり、情報セキュリティの重要性を認識し、本業務において知り得た情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。

本市の寄附動向等、本業務において知り得た一切の情報については、本業務のみで取り扱うことができるものであり、本委託業務の履行中及び履行完了が完了した後のいずれも、当該情報について、本市の事前の了承なく、本業務の履行目的以外で利活用すること又は本業務の履行にあたって関係のない第三者への提供を禁止する。

なお、当該情報が、本市が特定できないものあっても同様の取り扱いとする。

9　成果物の保持及び削除の制限

(1) 受託者は、本業務により作成された成果物（ウェブページ、画像、テキスト、クチコミ情報等を含むがこれに限られない）について、契約終了後も委託者の指定するポータルサイト上に残置されることを了承するものとし、委託者の事前の書面による承諾なく、当該成果物の全部または一部を削除、改変、非表示化、またはその他の方法により閲覧不能とする行為を行ってはならない。
(2) 成果物は、納品後も委託者が確認・検収を完了するまで、受託者の責任において適切に保存すること。
(3) 受託者が本条に違反し、成果物を無断で削除や改変した場合、委託者は受託者に対し、当該削除によって生じた損害（再作成費用、営業機会の逸失等を含む）について、賠償を請求するものとする。

10　損害賠償

委託業務の実施にあたって発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。

11　その他

(1) 委託業務内容については、仕様書（受託者の特定後、本業務説明資料に基づく内容及び受託者の提案した内容について、本市と協議を行い作成したもの。）を遵守し実施すること。
(2) 特定の対象ポータルサイトのために調製した画像やテキストについて、そのままたは一部改変したものを別の対象ポータルサイトに活用することを妨げないものとする。
(3) 業務の遂行にあたっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
(4) 契約締結後、速やかに本業務委託の管理体制表及び年間スケジュールを提出すること。提出にあたっては提案した内容（業務実施体制等）をもとに各業務について責任者や担当者を記載すること。
(5) 本委託業務開始時及び終了時においては、業務を効率的かつ円滑に運営できるよう、準備及び引継ぎを遅滞なく行うこと。
(6) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。

(7) 受託者は、本市に対し、本契約に基づき受託者が制作した各ポータルサイトに掲載する文章、写真に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。また、受託者は、上記の著作物に関する著作者人格権を、本市及び本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

12　問い合わせ先

〒８９２-８６７７　鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課（本館３階）
電　話：０９９－８０８－７５１０　　ＦＡＸ：０９９－２１６－１１０８
メールアドレス：furusato@city.kagoshima.lg.jp